

新たにりんご生産に参入する企業を支援します

■ 補助対象者

新たにりんご生産に参入するりんご関連企業（移出業・加工業）
(主な要件)

- ・県内に本社又は営業拠点があること
- ・県産りんごの移出又は加工について、5年以上の取扱実績があること
- ・これまでに(30a以上の経営規模で)りんご生産を行っていないこと

注) 子会社や関連会社などを設立し、りんご生産に参入する場合は、親会社が要件を満たしていること

※詳細は交付要綱を御確認ください。



■ 補助対象経費

りんご関連企業がりんご生産に参入するに当たり、当該園地において令和8年4月1日以降に行うりんご生産に要する経費
(肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、諸材料費、農機具借上費、人件費)

■ 補助金の額

補助対象経費の3分の1に相当する額又は事業実施園地の面積に1アール当たり12,000円を乗じて得た額のいずれか低い額以内の額
(注)補助金額の上限は1事業者当たり120万円



■ 申請方法

交付要綱を御確認の上、必要書類を下記提出先まで郵送又は電子メールで提出してください。

■ 募集期間

随時(予算が無くなり次第、受付を終了します。)

□ お問い合わせ先・申請書の提出先 □

青森県農林水産部りんご果樹課 戦略推進グループ(担当:藤山)

TEL: 017-734-9491 E-mail: ringo@pref.aomori.lg.jp

りんご果樹課ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/ringo/index.html>